

評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人東光学舎福祉会（以下「この法人」という。）の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等への出席（テレビ電話等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等この法人の業務への出席（テレビ電話等での参加、決議省略による場合を含む）の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員等には支給しない。

3 評議員及び役員本人から辞退の申し出があったときには、これを支給しないことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条各号に規定する報酬等は、所得税等の源泉徴収分を控除した金額を、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。ただし、評議員及び役員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項、第2項に定める報酬を受け取る評議員及び役員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額

を支給する。

- 4 費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

- 第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この規程は令和8年4月1日から施行する。

(別表第1) 評議員及び役員の報酬

(1) 評議員

	日額	年度総額 (合計)
評議員会への出席	10,000円	300,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	

(2) 理事

	日額	年度総額 (合計)
理事会等会議への出席	10,000円	400,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	

(3) 監事

	日額	年度総額 (合計)
監事監査等への出席	20,000円	300,000円
理事会等会議への出席	10,000円	
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	

※ なお、会議等が同一日に複数回開催された場合も上記日額を上限とする。